

せたがやホッと子どもサポート令和7年度活動報告会記録

第1部 令和7年度の活動を振りかえって

○司会（寺西課長）

本日はお忙しい中ご来場いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより「せたがやホッと子どもサポート令和7年度活動報告会」を開催いたします。

私は、本日の報告会の司会を務めさせていただきます、世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課長の寺西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の報告会は、2部構成となっております。第1部では子どもサポート委員による令和7年度の活動報告を行いまして、19時20分までを予定しております。そのあと10分程度の休憩をはさみまして、第2部は「子どもの権利学習の実践」というテーマで、「せたホッと」の擁護委員と相談・調査専門員が子どもの権利学習をどのように実践しているかなどについて報告してまいります。終了時間は20時30分を予定しております。

お席にてお配りした封筒には、本日の活動報告会のチラシ、青色の冊子「せたがやホッと子どもサポート活動報告書」、機関紙「せたホッとレター」の第22、23号、アンケート、その他として啓発カード、ハガキ、パンフレットを用意しております。不足がありましたら受付にお申し付けください。

なお、アンケートにつきましては、本日の活動報告会について、ご感想・ご意見などをご記入いただきまして、お帰りの際に受付にお渡しください。

また、本日、広報用動画公開のため、本日の会場の様子を撮影させていただきます。そのときには登壇者を撮影し、皆様のお顔は写らないようにいたしますが、映りこみたくない方がいらっしゃいましたら、お近くの職員へお声掛けをお願いいたします。本日の様子は、後日、動画で配信させていただきたいと考えております。質疑応答の部分は、必要に応じて編集させていただきますので、予めご了承ください。

それでは、第1部の活動報告に先立ちまして、世田谷区長、保坂区長より、ご挨拶をお願いいたします。

○保坂区長挨拶

皆さん、こんばんは。大変暑い中、せたホッと令和7年度活動報告会にお集まりいただきましてありがとうございます。

せたホッと3人の委員を中心に、6名の相談員に相談、電話、メールなどに
対応していただいております。世田谷区内は非常に広だけでなく、全国的な
人口減少の中で若干増えておりまして、93万を超える住民登録があり、国勢
調査だと956,000、100万人近い人が住んでいて、子どもの数も減ったとはい
え、毎年6,000人近くの出生があるということになっております。

そういった中で、限られた本当に人数で奮闘していただいている。しかも、今
年で14年目に突入するということで、歴代のサポート委員のみなさんのバ
トンを引き継いで、現在に至っていることを非常に嬉しく思います。

これから報告を聞かせていただくわけですが、子どもたちにもよく
知られていて、尚且つはがきが意外と子どもにとって新鮮だと。生まれて初
めてはがきというものを認知したということなんでしょうね。はがきを通し
た相談が多いというのも印象的でした。

一方で、相談件数の一定数は、いじめあるいは人間関係というような言い
方で、友だちとの関係というような形で、やっぱり学校の中でのいじめ事件、
いじめに対しての異議申し立てとか、重要事態だというケースも教育委
員会にもけっこう積み上がっておりまして、いじめをテーマにした条例を策
定していこうという議論を一昨年からしております。

そういった中で、平尾委員の一昨年の発表の中で、理由を問わない、あるい
は経過の詳細な何があったのかという事実認定を第三者委員会とかではやっ
ているわけです。そうではなくて、現にいる子どもをきちんと受け止めて修復
していくというような、そこはやっぱり大事ではないかということはまっ
たくそうだなと思っておりまして、今、現状8月1日に区と教育委員が全員参加
して、「総合教育会議」を行います。ここでのテーマは、いじめの構造と、
条例づくりにあたっては、まず、苦痛を感じている、また脅かされている子
どもたちに、どうやって安心できる日常を回復できるのか、また関係を修復で
きるのかという部分もちゃんと抑えた上で、重大事態等の手続きなんかも取り
組めていくと。

そして、何より子どもたちにやっぱり意見を聞いて、子どもたちに伝わりや
すいですね、子どもの権利条例もそうやって作ったんですが、そういう内容に
していきたいという風に思っているところで。今日の報告を参考にさせてい
ただいて、条例自体は来年、この秋3回連続で教育総合会議、教育委員会主催
の9月のシンポジウム、また11月に教育総合会議ということで練り上げてい
くことを考えておりますので、是非、参考に今日の内容をさせていただきたい
と思います。それでは、報告を楽しみというか、しっかり聞いてまいります。

以上、挨拶を終えたいと思います。ありがとうございます。

○司会（寺西課長）

保坂区長ありがとうございます。続きまして、世田谷区教育長、知久教育長

より、ご挨拶をお願いいたします。

○知久教育長挨拶

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、また厳しい暑さの中、せたホッと令和7年度活動報告会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

例年、この会ですけれども、区内の子ども支援関係者あるいは他自治体からもご参加いただいてにぎわっている会なんですけれども、本日も多くの方にご来場いただき開催できることを嬉しく思っています。

今、区長の方からもお話があったんですけれども、教育現場、教育委員会、区長部局とも連携しながら、いじめのですね、防止対策条例について検討を進めております。制定に向けまして色々と課題のある中なんですけれども、重大事態の取り扱いですとか、いじめの認知の仕方ですとか、世田谷区の方でもかなりの認知数が増えてきている状況で、こうした取り組みを進めながら、条例の制定と合わせてですね、子どもたちが安全・安心を実感できる学校づくりを作り上げていきたいなというふうに思います。

そんな中なんですけれども、せたホッと子どもサポート委員、また相談・調査専門員の皆様には、いじめを始めとする子どもたちからの相談に真摯に受けていただき、ひとり一人に寄り添った支援を続けていただいております。

また、昨年度は小中学校でいじめ予防授業、教職員向けの子どもの権利に関する研修、保護者や地域の方々を対象とした講話、さらに小学校でも出張相談会を実施していただきました。子どもたちの権利の普及と相談しやすい環境作りに大きくご尽力いただいている点に関しましてこの場をお借りして御礼申し上げます。

今後の条例制定に向けましても、またせたホッとの皆様の知見を活かしながら、子どもの最大の利益を第一に、いじめの未然防止と早期発見、早期対応につながる実効性のある取り組みを進めてまいります。引き続きご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本日の報告会が、皆様にとって有意な学びと交流の機会となるようお願いしまして、挨拶とさせていただきます。本日はご来場ありがとうございました。

○司会（寺西課長）

知久教育長ありがとうございました。これより第1部せたがやホッと子どもサポート令和7年度活動報告会に移りたいと思います。

最初に、子どもサポート委員のご紹介をさせていただきます。第二東京弁護士会所属、平尾潔（ひらお きよし）代表擁護委員でございます。工学院大学教授、安部芳絵（あべ よしえ）委員でございます。東洋大学福祉社会デザイン学部講師、上田美香（うえだ みか）委員でございます。

それでは活動報告をお願いします。

○平尾代表委員挨拶

代表擁護委員の平尾です。よろしくお願いいたします。

まず、第一部の活動報告は、令和7年度のせたホッと活動状況についてご報告させていただきます。令和7年度は、例年通りコンスタントに新規相談件数が300件を超えております。また、総活動回数も史上最多ということで、委員3名、相談・調査専門員6名、それから事務局の方々を含めて総出で、フル回転でやっております。

各種調査によりますと、子どもの望みとして「相談する場所がほしい。」というのが全国レベルではかなり上がってきております。そういう役割をせたホッととは担っている、その昨年度の結果について詳しくご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 活動状況報告

○安部委員

皆さん、こんばんは。子どもサポート委員の安部です。よろしくお願いいたします。お手元に青い報告書があると思いますので、詳しくはそちらをご覧ください。ただ、活動状況の報告を数字を見ながらさせていただければと思いますが、今日の流れはスライドにある通りです。

(1) 相談活動の状況

- ① まず、相談活動の状況です。昨年度の新規相談件数は328件でした。ところがですね、前年度からの継続の件数が125件と非常に多かったもので、総件数が453件、こちら過去最多となっています。また、総活動回数ですね。子どもとか関係機関とのやり取りなんですけれども、3,465回。こちら過去最多という風になっています。新規件数も高止まりしてますし、総件数、それから総活動回数も過去最多です。

とは言え、この数がどれくらいの多さなのかなって、ちょっとピンと来ないかなと思いますので、名古屋市の「なごもっか」と比べてみました。先ほど区長からもありましたが、人口が名古屋と世田谷だと2倍以上違うんですけれども、なごもっか、名古屋市子どもの権利相談室の初回件数444件に対して、せたホッとの新規件数は328件となっています。一方、名古屋の延べ件数、せたホッととは総活動回数と呼び方が違うんですけれども、件数を見てもほぼ変わらないというのが分かると思います。せたホッと3,465件で、名古屋の延べ件数3,178件ということでせたホッとの方が多くなっています。一方、委員と相談員の体制は名古屋の方が多くてですね、私たち少ない人数で頑張っている

というのが、ちょっと伝わるというかなと思いました。

- ② 相談内容で多いのは「対人関係の悩み」。これ毎年多いんですけれども、7年度も「対人関係の悩み」が多かったです。ここで2番目に「いじめ」が入っています。3番目が「家庭・家族の悩み」、4番目に「学校・教職員との対応」が入っています。
- ③ 一方、初回の相談者が子どもの場合だけを取り出してみると、「対人関係の悩み」は同じく1位なんですけれども、2位、3位が入れ替わっていきまして、2位は「家庭・家族の悩み」、3位は「いじめ」と「心身の悩み」というのが同列になっています。「学校・教職員との対応」は子どもだけだとそれほど多くないというのが分かると思います。
- ④ 初回の相談者、子どもとおとなどっちが多いかというと、子どもが圧倒的に多いのが特徴です。子ども本人からの相談は74.7%ということで、相変わらず7割を超えて多くなっています。これも他の相談機関は同じじゃないと思うんですけれども、比べるとスライドのような形になっています。

せたホッと、一昨年度、2024年度が77.1%、昨年度2025年度が74.7%でちょっと減っているんじゃないかと思うんですが、これはある程度理由が推測できてまして、乳幼児さんに関する相談が昨年増えたんですね。そうすると乳幼児さんの親御さんからの相談が増えているので、子どもからの直接の相談というのが、ちょっと減ったのかなと思います。

一方、その他の相談機関を見てみると6割くらいというところが多いということで、中野区、それからせたホッとは7割を超えて多いというのが分かるかなと思います。

- ⑤ 相談の方法は、子どもとおとなで違います。先ほど、区長が「はがき」と言っていたいたと思うんですけれども、皆さん、今日のセットの中にはがきが入ってますか。このはがきによる相談が子どもは圧倒的に多いです。はがきによる相談が40%を超えています。一方で、おとなからの相談は、圧倒的に電話が多いです。相談開始の1時に電話が鳴って、おとなの相談だったというケースは割と多いです。でも子どもたちははがきに一生懸命書いて送ってくれます。
- ⑥ 相談の対象なんですけれども、やはり小学生の割合が多くなっています。3年生、2年生、5年生という順番で多いです。これは、全体、おとなからの相談も含めた割合です。
- ⑦ 一方、こちらが初回の相談が子どもの場合ですけれども、2年生、3年生、4年生という順番で多くなっています。はがきが多いということで、はがきを送ってくる年代が多くなっています。
- ⑧ 相談もジェンダーは相変わらず解消できていません。男の子からの

相談の割合が少ないというのが相変わらずです。これをどうしたらいいか悩んでいますので、会場の皆さんのお知恵を拝借できればなと思っています。

- ⑨ 総活動回数ですけれども、先ほど申し上げたように多くなっています。何が多くなっているかと言うと、子どもと関係機関、関係機関とのやり取り、子どもとのやり取りが多くなっています。特に 2025 年度の特徴は、学校とか児童相談所とのやり取りはもちろん多いんですけれども、他の自治体の児童相談所とか子ども家庭センターとのやり取りが増えています。と言うのは、世田谷には私立の学校が多かったりしますので、区外から通ってきている子どもが多く、その子どもが住んでいる自治体の児童相談所、子ども家庭センターとのやり取りが生じており、そうすると難しいんですね。まず、区内の児相、学校ですと、せたホッとと言うと伝わるんですが、他区の児童相談所とか子家センだと、せたホッとというのはというところから説明しなければならず、なかなか悩ましいところです。
- ⑩ 月別推移、右側が 24 年度、左側が 25 年度ですが、形は大体同じに見えるかなと思います。これは、パンフレットとかリーフレットとかはがきを配るとどっと増えるので、毎年同じような形になっています。

(2) 権利の侵害を取り除くための申し立て等

続きまして権利を取り除くための申し立てです。令和 7 年度は、世田谷区子ども条例第 29 条に基づく、権利侵害を取り除くための申し立てはありませんでした。なお、条例第 30 条第 1 項に基づく調査を、現在 1 件実施しています。

(3) 相談方法と内容の分析

- ① 総件数と総活動回数が過去最多ということで、私たちはもちろん頑張るんですけれども、権利を侵害される前になんとか予防できないかということがやっぱり大事なんじゃないかなと思っています。ということで、今年度は第 2 部で「子どもの権利学習」を考えたいと思いますが、侵害される前の段階が大事ではないかというのが課題のひとつです。
- ② もうひとつは、中高生世代からの相談がそれほど多くないというのも課題です。中高生世代からの相談が 2 割から 3 割くらいということで、やっぱり小学生が圧倒的に多いんですね。色々考えてみたんですが、中学生で相談してくれる子たちに聞いてみたところ、せたホットは小学生がメインで相談するところだと思っていたとか、自分は高校生なんだけど相談していいですかみたい聞いて相談してくる子もいます。それはなぜかなと思うと「なちゅ」が可愛すぎる。

これ、実際に子どものデザインで、なちゅを応募してきてくれた子がいて、これがキャラクターとして決まって、どこに行っても「あっ、なちゅの人だ。」と我々を認識してもらえるんですけども、とても可愛いので中高生たちが「自分たちは対象じゃないのかな」という風に思ってしまうかもしれないと我々考えまして、頭を悩ましてですね、じゃあ中高生向けのキャラクターを募集してはどうかということで、今、中高生向けのマスコットキャラクターを募集して、一次審査が終わり、これからキャラクター選挙投票に移るところです。中高生世代がたくさん集まる所に行ったりとか、学校に行ったりして、最終的にはオンラインでの投票も予定しているところです。これで、ちょっとでも中高生の皆さんも対象ですよというのが伝わったらいいなと思っているところです。

○平尾委員 なちゅはクビにならない？

○安部委員 はい、なちゅはクビにならない、リストラされません。引き続き、マスコットキャラクターで、中高生向けのキャラクターが新たに加わることになります。
続いて、事例報告です。

2. 事例紹介

○上田委員

引き続き、上田の方から事例紹介をさせていただきます。活動報告書の P26 から P35 に 10 の事例を挙げておりますけれども、その中から、今日は 2 つ抜粋して報告いたします。お手元の資料にもスライドと同じものを載せております。これから紹介する事例はプライバシー保護のために複数の事例から構成し、内容なども一部変更しております。

今日の 2 つの事例なんですけれども、まずひとつ目が家庭・家族の悩みに関する、小学生からのはがき相談。ふたつ目はいじめに関する、未就学児からの相談事例です。これらの事例からせたホッと役割について考察します。

今日は、それに加えて、このせたホッと相談活動を、相談をしてくれた子ども自身はどう感じているんだろうかということを、報告書作成に向けて毎年原稿を寄せてくださっているんですが、その中からひとつ紹介したいと思います。

【事例 1】

- ・ひとつ目の事例です。せたホッと内でケース検討をしながら、相談・調査専門員が中心となって、子どもの話を計画的に聞いているものです。先ほどもお話ししました、6 人の相談・調査専門員がいますけれども、今回の事例のようなケースはせたホッと相談活動としても大きな割合を占めているとい

うふうに言えます。

- ・毎年、世田谷の、先ほどから出てます、はがきですね、公立、私立の全小中学校、それから子どもの施設に配布しています。そのはがきを使った小学生の相談です。このお子さんは、以前にもはがきを受け取ったり、電話で話をしているんですけれども、久々にはがきが届いたというケースです。
- ・兄弟がいじめてくる。やめてと言う時に優しく言いたいという内容でした。せたホッとからの返事は、4つ選べます。まず1つが住んでいるところにお返事を出す、それから学校に返事を出す、3つ目が電話をする、それから返事はいらぬということ。この相談の方は、電話での返事を希望していました。
- ・専門員が記載のあった番号は電話したところ、保護者の方が出ました。せたホットにはがきが届いて、返事は電話でほしいという希望だったので、電話をした旨を伝えました。
保護者からは、子どもがはがきを送ったことは知っている、内容を教えてもらえないだろうかとの話がありました。
- ・せたホットでは、保護者であっても、学校の先生であっても、本人の了承を得ないまま伝えることはありませんので、今回もそのように伝え、ご理解いただきました。本人と話ができる時間を確認して、改めて電話することにしました。
- ・本人に怪我はないか、どのようなことが嫌だったのか、そして気持ちを聞きながら、兄弟にどんな風に伝えたらいいのかということ、本人と一緒に考えました。また、本人が好きなことの話をして、嫌だった気持ちを発散できるような対応を心掛けました。
- ・本人からは、こんな風に話をしていると安心するという話も出てきたので、今後についてどうしたいと聞くと、会って話がしたいとのことでした。
- ・その後は、本人が話をしたい時に電話を掛けてくれたり、保護者の方から話に行きたいそうなので、今日、行ってもいいですかというふうに連絡をもらうこともありました。兄弟のことだけでなく、小学校や友達と関係のこと、何だか不安だなというような様々な話をしています。
- ・この事例のように、本人のペースを大事にしながら、専門員が継続して対応しているケースは比較的多くあります。

【事例2】

- ・次です。ふたつ目の事例です。先ほどもありましたが、せたホットで令和7年度、関係機関との連携回数は964回、前年度から179回増えています。その内最も多いのが学校です。342回で35.5%を占めています。乳幼児が通う教育保育施設との連携は13回と、数としては少ないのですが、ふたつ目の事例として取り上げたいと思います。

- ・こども園で友だちからいじめがあって、本人が怖いと登園できなくなっている。こども園の対応に納得できないという母親からの電話相談でした。
- ・未就学の子どもにおいて、先ほどからありますように、保護者からという形になって、お子様からの相談というものはありません。それであってもセホッととは、未就学のお子さんであったとしても、子ども本人の話を聞いて、解決に向けた対応を子どもと一緒に考える機関ですということを保護者の方に説明しています。ここはとても大事なところです。
- ・この事例も、了承を得まして、本人と母親で来所してもらうことになりました。未就学の子どもから話を聞かせてもらうためには、せたホッとという場所、それから人に安心してもらうことが、まず大切になります。
この事例では、初回の面接では、保護者からの話を聞きつつも、子どもとは本を読んだり、お絵かきの遊びで終了となりました。2回目以降の面接で少しずつ慣れてきたのか、本人から友だちが怖い、こども園をやめたい、先生嫌いなどの話がありました。
そこで、本人からの気持ちをこども園に伝えてほしいという希望を確認して、誰にどんなふうに伝えるということも相談しながら、せたホッとがこども園と相談することになりました。
- ・せたホッとからは、子どもサポート委員と専門員がこども園を訪問して、管理職の先生とお話しました。日々の状況を確認しつつ、怖いという本人の気持ちを伝えました。また、子どもが困っていることを先生に話すことができる1対1の時間や関係性の見直しということ要望として伝えました。
- ・管理職の先生からは、クラスの子どもたちと話し合いをしたこと、今後は本人が困っていることを丁寧に聞くこと、送迎時の保護者との情報共有を丁寧に行うよう改善を目指すなどのお話がありました。
- ・後日、本人と母親と私たちが会いまして、園からの話を伝えました。せたホッとが調整に入ったことで、これを区切りに、本人にとって最善な環境を見つけないということで終了となりました。

【考察1】

- ・続いて、考察についてお話しします。子どもサポート委員、それから相談・調査専門員が、この報告書の中に様々考察をしておりますので、そこから抜粋をして、再構成しております。
- ・せたホッとの役割について3点、まず1点目、子どもの権利侵害からの回復には、子ども本人が「どうしたいか」が最も重要ということです。
子どもを取り巻く状況が深刻であればあるほど、子どもの周りの大人が早く何とかしなければというふうに焦ってしまいます。また、関わる機関が多くなると、おとな主導で進みがちで、子どもの気持ちが置き去りにされることがあります。

せたホッととは、子ども自身がどう感じ、どのように解決したいか、そのためにせたホッとに何ができるかを子どもと一緒に考えます。子どもの気持ちと言葉になるのを待つことは、とても時間と忍耐が必要となります。事例で紹介したように、遊びで心と体をほぐすための時間を持つこともあります。こうしたプロセスを身近なおとなだけでなく、関係機関にも知って、理解してもらうことが子どもの権利を守ることになると考えています。

【考察 2】

- ・ふたつ目、未就学の子どもや障害のある子どもの相談についてです。相談対象となる子どもが未就学のケースは 16 件に増加しています。

世田谷区内というのは、未就学の子どもを遊ばせたり、子育ての相談ができる「おでかけ広場」それだけでも 50 か所近くあるんですね。一方、学齢期の子どもの保護者が相談できる場所というのは少ないと言えます。未就学の相談場所はかなり多く整備されているというふうに思っています。

- ・そういった未就学のお子さんの相談場所とせたホッと違いは何かというところですが、先ほどからお話しているように、保護者からの相談であっても、子どもと会って、その話を聞くことから始めています。子どもの話を中心として相談活動を進めるということです。

保護者から事前にお子さんの好きなものを聞いて、本や遊びを準備するなど未就学の子どもや障害のある子どもが安心して話せる環境、関係づくりを工夫しています。

- ・私自身は保育士として保育現場にいましたが、それであったとしても、こういう相談機関で未就学の子どもと関係を作ることは簡単ではないなというふうに感じています。ですから、幼稚園、こども園、保育園、子どもの福祉施設など、そういった所で日常的、継続的に関わる保育者、支援者が、子どもたちを思い、願いを理解することはとても重要だというふうに考えています。それと合わせて、子どもの権利を具体化する、教育・保育を期待しているところです。

【考察 3】

- ・次です。3 点目。昨年の報告会で検討課題として取り上げた、中高生世代へのアウトリーチ活動です。昨年度から取り組んでいるのは次の通りです。

1 つ目は、高校生向けの自習室を解放している公共施設での出張相談会です。2 月に実施しましたがけれども、子どもがせたホッとに来るのは遠い所は玉川地区だと思うんですけど、そこで「カフェ セタホッと」という名称で実施しました。参加者は少なかったのが、今後、中高生の意見を聞きながら、工夫して実施していきたいと考えています。

- ・2 つ目は中高生に、先ほどから出てます、身近に感じてもらうという、新たなマスコットキャラクターを決定すべく進行中というところです。2 月に中高生から 28 の力作が集まったところで、これから秋にかけて、せたホッ

とのPRをしつつ、中高生に会える施設を訪問して、シールを貼って投票するという形で候補作品を絞ります。そして、さらに施設訪問だけでは出会えない中高生世代にも幅広く投票機会をと考えまして、11月中旬頃を目途に電子投票を行う予定です。

先ほども言いましたように、なちゅはなくなりませんので安心してください。また、このなちゅと同じように愛されキャラが生まれると思うととても楽しみです。来年2月発表になるのでお楽しみにしてください。

【考察4】

- ・最後です。報告書に向けて、以前に相談をしてくれた3人のお子さんが声を寄せてくれました。今日は、時間の都合上、ひとりだけ紹介させていただきます。
- ・そのまま読みます。僕が、せたホッとに相談したことは学校のことです。僕は、4年生のときにひどいいじめを受けていました。
先生に、嫌がらせや暴言をやめるよう言ってほしいと頼んでも、なかなか改善しませんでした。
親には言えなかったもので、学校ではおとなしくしているけど、家に帰ると、泣きわめいたり、暴れたりして、親に怒られる毎日でした。
そのうち、自分はなんでこんなことにいちいち傷ついているんだろうと、自信もなくなってきました。
- ・5年生のとき、やっと事情を知った母が、せたホッとに話してくれて、相談に行くことになりました。相談に行く前は、相談したことを親にばらされないか心配でした。でも、せたホッとの人には親切で、親と別の部屋で話を聞いてくれたので、安心して話すことができました。友人や先生にはあまり言えなかったこともすべて話して、話した後は、気持ちが楽になっていました。
- ・相談が終わった後に、「また来てね。」と笑顔で見送ってくれたこともうれしかったけど、それよりも話をして気持ちが軽くなったことで、「また行こう。」と思えました。相談した後、いじめた人たちが罰を受けたり、謝ったりすることはなかったけれど、僕の気持ちはすっきりしていました。悩んでいることを聞いてもらうだけでも、とてもホッとしたからです。
- ・僕は、これから勉強をして好きな会社に入って、人生に悔いのないよう、思う存分に仕事や趣味に没頭したいです。
世田谷区の子どもたちの中には、いろんなことで悩んだり、困ったりしている子がいると思います。僕はそういうことを誰にも言えなくて、ずっと我慢しているのはすごく辛かったです。
だから「あれ？なんかモヤモヤするな・・・」と思ったら、「せたホッと」に気軽に相談してほしいと思います。

他の2人からも寄せてもらってますので、是非読んでください。私たちはとてもこのメッセージを嬉しく思いました。それを基に、日々活動を振り返りながら、これからも丁寧に子どもたちの話を聴いていこうと思います。報告は以上です。

3. 質疑応答

○司会（寺西課長）

報告どうもありがとうございました。それでは、今の内容につきまして質疑応答を行いたいと思います。ご質問のある方は挙手をいただければと思います。

【質問1】

ありがとうございます。世田谷区区議会議員の原田と申します。確か、いじめに関する報告で、いじめが低年齢化している、小学校1年生あたりが東京都はピークで、世田谷区も1年生、2年生が多いということで、今日のお話の中にも、未就学児からの相談が増えたというふうな話がありましたが、未就学児に対して、あくまでせたホッと相談機関なので受身の態勢かもしれないですが、未就学児、保育園との今後の関わり方とかいうことに関して、どのように思われていらっしゃるのかというところを少し教えていただきたいと思います。

【回答1-1：上田委員】

はい、ご質問ありがとうございます。これまでもいじめへの予防、対策ということではありませんけれども、子どもたちがどのようなことに困って、どのような解決したいのか、当事者主体の支援ということで、区立の保育所、私立の保育所を中心に研修を行っています。

先ほど、継続性、日常性と言いましたがけれども、子どもたちの言葉だけでなく、表情、態度そういったところを、日々見守っている保護者が、このことはどういうメッセージを発しているんだろう、どんなことを思っているのかということを見逃さないための、ミニアセスメントシートに日々の記録を記録して、それを保護者がひとりで点検するのではなく、複数の職員が子どもについてどう考えるか、どういうふうにこの子は思っているんだろうかということをお話し合いながら保育を作り上げていく。そして、その中では子どもの権利の視点ということも入れながら保育を作り上げていくということを何年もやってきております。

それから、昨年の4月には、10年ぶりに「保育の質ガイドライン」というものを改訂しまして、その中にもしっかりと子どもの権利の視点ということも入れ込みながら、昨年度から継続して、世田谷区の保育施設の保育士に対して研修を行っているところです。非常に地道な取り組みではあるかと思いますが、こうした中で、保育士が日々の中で子どもを丁寧に見ることの大切さであったり、当然保護者との連絡を密に丁寧にとるということであったり、保育を、職員の中でしっかりと子どもを中心にして、保育を語り合うというような

土壌を作り上げているところです。

【回答 1-2：安部委員】

ご質問ありがとうございます。今、上田委員がおっしゃったように、保護者とか保護者目線も重要なと思うんですけども、また乳幼児本人からの相談が増えたらいいなと思います。と言うのも、せたホッと、この後 2 部で子どもの権利学習の話をするんですが、区民まつりでも啓発をやっているんですけども、来てくれる子どもたちはほぼ未就学児さんなんですね。なので、そういう場でもう少しせたホッとが身近な存在になるといいなと思いますし、年中さん、年長さんぐらだと自分から相談をできるんじゃないかなと思うので、そのあたりもこれから考えていきたいなと思っています。ありがとうございます。

○司会（寺西課長）

はい、ありがとうございます。他にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。マスコットキャラクターの話とかでも。

【質問 2】

クラスのお友達がいじめられていることの相談とか、そういうのはありますでしょうか。

【回答 2：平尾委員】

あります。複数あります。そのケースで友達がいじめられていて、自分が苦しいのか、それとも友達を心配しているのかによって、その後の流れが違ってきます。あなたが苦しいっていうのであれば、あなたの気持ちを聞かせてねということになりますし、友達が苦しいということであれば、もしその友達がよければ是非せたホッとに連絡をくれるように伝えてもらえるだろうかというふうに言います。

決して、友達は仲良しなんでしょうけれども、友達、いじめられている当事者本人とを一緒に、ごっちゃにしないことは非常に大事であって、一体誰のための相談とか分からなくなってしまうし、どちらのために動けばいいのか、利益相反するときもありますので、そこはきちんと分けて相談を聞くようにしています。ありがとうございます。

○司会（寺西課長）

他に質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

【質問 3-1】

今日はありがとうございます。先ほど、保護者の方とお子さん両方いらっしゃったときに、別々に話を聞くということがありましたけれども、保護者へのケアが必要な場合もあると思うんです。ここは子どものためのケアというか、対応をしますよね。親のケアが必要な場合は対応があるんでしょうか。そういう立場を子どもにしっかりと見せる。話を聞いたら、結局、おとなの事情にもつ

ていかれちゃうみたいなことになる可能性もあるかなと。そこが心配だったりするので、その辺りちょっと教えていただければ。

【回答 3-1：安部委員】

はい、とても大事な質問だなと思いながら伺っていました。親子で来所された場合に、私たちはまず子どもたちに名刺を渡して、自己紹介をして、せたホッとはあなたの声を聞いて、あなたにとって一番いい解決と一緒に考える場所だよという説明をします。あなたが嫌なことは勝手にやったりしないよということを説明します。

先ほども、実際に経験した子どものメッセージがありましたけれども、別々にお話を聞きますので、そのとき親御さんに、まずはお子さんの話を聞かせてください。その後、一緒になって、子ども本人と一緒にでもいいよって言ってくれたら一緒に聞いたりします。

親御さんのケアをどうするのかという点なんですけれども、親御さんが安心して、安定されていると、子どもに良い影響を与える場合があるんですね。そういう意味では、親からの相談だからといって、一概にうちは子どもだけですよというふうな断ったりはしません。やっぱり、その場その場で一緒に考えていく形かなと思います。

【質問 3-2】

ごめんなさい。今ので、親に他のケアが必要な場合に、他の機関を紹介するかそういうことはあり得る。

【回答 3-2：安部委員】

もちろんあります。例えば、女性相談の方がいいという場合はそちらを紹介します。お一人でそこに行くのが嫌だということであれば、同行支援等々もあっていいかなと思います。ありがとうございます。

○司会（寺西課長）

他に質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。また後半にも質疑の機会がございますので、そちらの方でもご質問いただければと思います。

それでは、以上をもちまして第1部を終了いたします。この後、こちらの時計で10分間の休憩をはさみまして、19時30分より第2部を開催させていただきます。お時間までにはお席にお戻りいただきますようお願いいたします。